

# 第3章 快適で安心して暮らせるまちづくり

## 第1節 土地利用

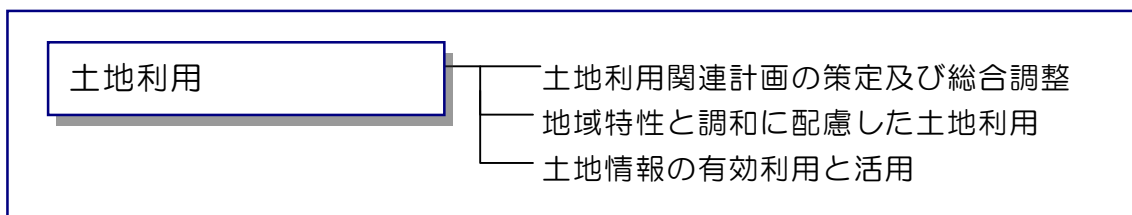
### 現状と課題

- 土地は、将来にわたって限られた貴重な資源であり、まちづくりの最も基本的な要素です。従って、まちの発展や市民生活の向上のためには、土地の高度かつ有効な活用が求められます。
- 本市の総面積は 264.01km<sup>2</sup> で、土地利用別で見ると宅地 7.4km<sup>2</sup> (2.8%)、農用地 22.4km<sup>2</sup> (8.5%)、森林等 210.9km<sup>2</sup> (79.9%)、その他 23.31km<sup>2</sup> (8.8%) となっています。また、塩山地域の北部地区、多摩川水系地区及び大和地域を除く大部分が都市計画区域に指定されており、JR 塩山駅周辺に市街地が展開し、本市の都市軸になっています。
- 魅力ある市街地環境の整備、優良農地の保全・活用、優れた自然環境・景観や市域の8割を占める森林の保全・活用など定住・交流人口の増加や利便性の向上を目指しながら調和の取れた土地利用を進めていくことが課題となっています。
- 土地利用の高度化、地籍の明確化を図るため、地籍調査事業に取り組んできました。今後とも土地の有効かつ適正な利用を図るため、地籍調査の成果の適正管理と有効活用を推進していきます。

### 施策の目的

豊かな自然環境と都市的環境とが調和した市の均衡ある発展に向け、国土利用計画の策定のもと、土地利用関連計画の総合調整を図り、これに基づく計画的な土地利用を推進します。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 土地利用関連計画の策定及び総合調整

市民との協働のもと、国土利用計画（甲州市計画）を策定します。また、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画にあわせて土地利用計画の総合調整を実施し、一体的な運用による適正な規制・誘導に努めます。

主な事業	内容	課名
国土利用計画（甲州市計画）の策定	豊かな自然環境と都市的環境とが調和した市の均衡ある発展に向け、国土利用計画を策定します。	政策秘書課
土地利用調整会議の組織	土地の適正な規制・誘導を図るため、関係各課による「土地利用調整会議」を組織します。	政策秘書課 関係各課

### (2) 地域特性と調和に配慮した土地利用

地域住民の合意形成を図りながら、市街地型、果樹園居住型、森林・自然型それぞれの土地利用の基本方針に基づき、地域特性と調和に配慮した計画的な土地利用を促進します。

主な事業	内容	課名
開発行為の規制・誘導	土地利用計画に沿って、一定面積以上の開発行為について、適切な指導を行います。	都市整備課 (山梨県土整備部)

### (3) 土地情報の有効利用と活用

地籍調査の成果などを全庁的に共有活用する統合型GISシステムを活用し、土地の有効かつ適正な利用を図ります。また、一部未調査地域の地籍調査を進め、土地の開発、保全のための基礎資料を整備し、地籍の明確化を図ります。

主な事業	内容	課名
統合型GISの運用	関係各課において統合型GISシステムを活用し、庁内における情報交換の迅速化、効率化を図ります。	管財課 関係各課
地籍調査の実施	塩山地区の山間部未調査区域の地籍調査を実施します。	管財課

## 主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
土地利用計画の策定	秩序ある土地利用に向けた計画の策定	—	策定する	(1)
開発申請受付件数	塩山地区1,000㎡以上、勝沼地区500㎡以上、大和地区2,000㎡以上の開発行為について、開発行為等調整会議で審査し、適正な土地利用を進めた数	12件	18件	(2)
地籍調査の面積	地籍調査の実施済み面積の割合（全体）	77%	79%	(3)

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・自然と都市的環境との調和を大切にした土地利用に協力します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【地域】<ul style="list-style-type: none"><li>・地域特性と調和に配慮した土地利用に協力します。</li></ul></li><li>【開発業者】<ul style="list-style-type: none"><li>・法律の遵守だけでなく、地域住民との対話やモラルの維持を図ります。</li></ul></li></ul>

## 第2節 市街地

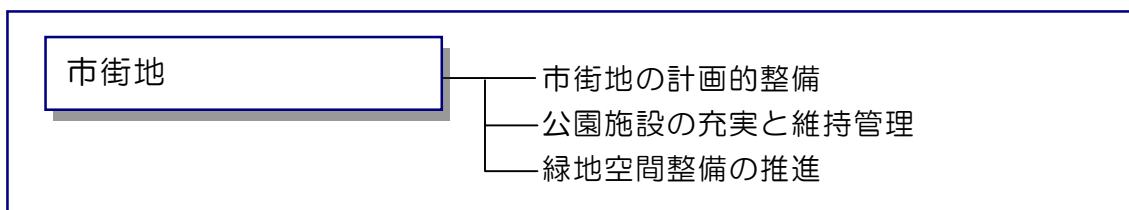
### 現状と課題

- 良好な住宅地や公園・緑地、道路網等が整備された市街地は、安全・安心で快適な居住環境と産業・文化の集積を生み出すものであり、人々の定住と交流を促進する重要な基盤です。
- 本市は、総面積の27.7%にあたる7,308haが峡東都市計画地域に含まれ、用途地域の指定状況を見ると、住居系用途が218.0ha、商業系用途が16.9haとなっています。
- 土地区画整理事業や道路の整備等を推進し、良好な市街地形成に努めてきましたが、今後も居住環境の向上、街中再生の取り組みなど都市的魅力を生み出す拠点の形成、商工業の産業立地の適正な誘導等が必要となっています。
- 長期的な都市づくりの方向性を定めた都市計画マスタープランに基づき、都市づくり体制を強化し、市民及び事業者の参画・協働のもと、都市基盤整備を進め、市の特性を生かした個性的で活力と魅力に満ちた快適な市街地の形成に取り組んでいく必要があります。
- 公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションや防災・コミュニティの場として地域の良好な環境を維持する上で大きな役割を果たしており、全国的に都市公園の整備や緑地空間の整備等が重視されています。
- 本市には、13箇所の都市公園があり、市民の身近な憩いの場として親しまれており、都市公園を利用する各種団体や地域住民による自主的な管理も行われています。
- 既存都市公園が支障なく気軽に利用でき、身近に感じられるために、トイレ等の施設の改修整備をはじめとする維持管理体制の充実を図る必要があります。

### 施策の目的

魅力ある市街地の形成に向け、市民及び行政が一体となり、都市機能の計画的な整備配置を推進します。また、快適な都市環境づくりに向け、公園・緑地等の確保を推進します。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 市街地の計画的整備

都市計画マスタープランの推進を通じて、市街地づくり・都市づくりへの市民の気運の醸成を図りながら、都市計画推進体制を確立し、良好な市街地環境の整備を計画的に推進します。また、商業機能や行政拠点機能、教育・文化機能などの多様な都市拠点機能の充実を進め、魅力ある市街地の形成に努めます。

主な事業	内容	課名
“やっぱりにっこり” 甲州市まちづくり創生事業	都市計画マスタープランを推進していくためのソフト的（シンポジウム、フォーラム等、啓蒙活動）な事業を実施します。	都市整備課
都市構造形成事業	都市計画マスタープランを推進していくためのハード的（都市計画道路の見直し、用途地域の見直し等）な事業を実施します。	都市整備課

### (2) 公園施設の充実と維持管理

既存公園の遊具等の施設の充実を図るなど公園の整備を推進するとともに、効率的かつ円滑な公園の清掃、除草作業などの維持管理を実施していくための仕組みづくりに努めていきます。


主な事業	内容	課名
公園維持管理事業	気軽に安心して利用していただくために、適切な維持管理を行います。	都市整備課
公園施設充实事業	公園長寿命化計画などを参考に施設の改修と維持管理を行います。	都市整備課

### (3) 緑地空間整備の推進

市民、地域、事業者などと連携し、市街地の緑地空間の確保に努めます。

主な事業	内容	課名
開発行為指導事務	市街地の緑地空間の確保のため、開発行為に対する緑地空間の比率の指導を行います。	都市整備課

## 主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
都市計画道路整備延長	都市計画道路の道路整備延長 (m)	9,884	14,120	(1)
公園施設に対する満足度	公園施設に関する市民の満足度	—		(2)
緑地空間の比率	市街地の開発行為面積に対する緑地空間の比率	3%	5%	(3)

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>自分たちの公園という認識を持ちます。</li><li>公園を利用する時には、施設を大切に使い、ゴミ等は持ち帰り、公園の美化に取り組めます。</li></ul>	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>地域にある公園は、地元での維持管理に努めます。</li></ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>各種貢献活動の一環として公園の除草、草花の植付け、清掃などの活動をすることで、維持管理に協力します。</li><li>都市計画マスタープランに沿った都市づくりに協力します。</li></ul>

## 第3節 景観形成

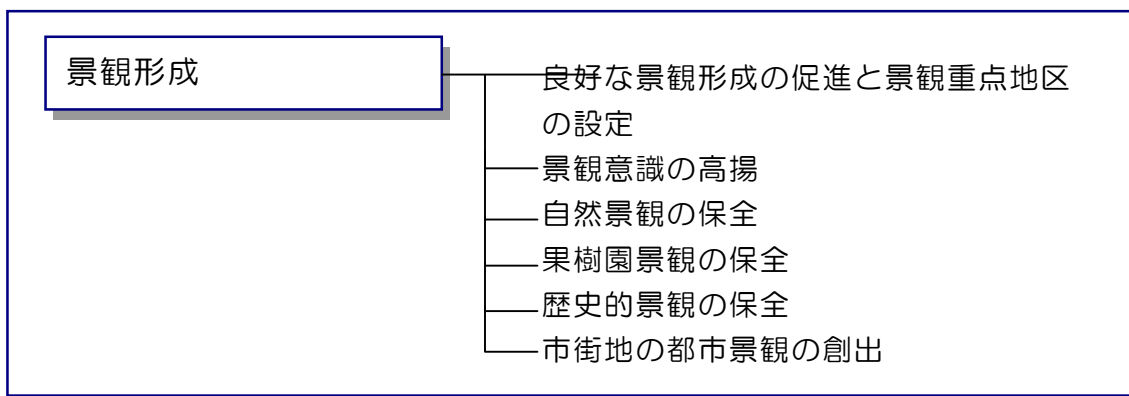
### 現状と課題

- 良好な景観は、長い歴史と人々の暮らしの中で形成される地域住民共通の財産であり、潤いのある豊かな生活環境を創造し、個性的で活力のある地域社会を実現する、まちづくりの大切な要素のひとつです。
- 本市は市域の約 8 割を緑豊かな森林地帯が占めており、四季折々に変化する山並みの眺望や渓谷などの自然景観、ぶどう畑やモモ畑などの特色ある果樹園景観やこころ柿づくりに代表される農村景観、神社仏閣や古民家などの建造物からなる歴史的景観などが美しく調和しており、人々の誇りであると同時に、都市との交流を図る上でも貴重な資源となっています。
- 平成 24 年度に制定された景観条例及び景観計画に基づき、地域特性を生かした景観の保全・形成は地域の持つ魅力や個性の創出につながるものと考えます。
- 土地区画整理事業や道路整備の推進などにより市街地形成に努めてきましたが、今後、景観計画による景観形成基準に即して、デザインや色合いなどの調整を行います。
- 優れた自然景観や果樹園景観、歴史的景観の保存と形成に努めるとともに、都市基盤整備、街中再生に向けた取り組みなど都市景観形成にも努め、市民や事業者、行政が一体となった取り組みを進めていく必要があります。

### 施策の目的

自然景観や果樹園景観、歴史的景観の保存や形成、都市景観の創出についての市民や事業者の意識の高揚を図りつつ、地域と一体となった景観形成を進めます。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 良好な景観形成の促進と景観重点地区の設定

景観条例及び景観計画の方針に基づき、市民との協働のもと、豊かな自然、歴史、文化を生かした個性ある景観の保全・再生・創造に努めます。また、市民、地域の意向を把握しながら景観重点地区を設定します。

主な事業	内容	課名
景観形成基準に基づいた指導の徹底	景観に影響を与えるおそれのある行為について景観法に基づく届出を受け付け、審査・指導します。	都市整備課
重要眺望地点の指定	眺望地点として重要な地点を指定します。	都市整備課
景観重点地区の設定	重点的に景観形成を図る必要のある場所を指定します。	都市整備課

### (2) 景観意識の高揚

地域の個性を活かした良好な景観まちづくりを推進するため、行政は市民・事業者等に対する情報の提供や支援、市民や事業者は景観まちづくりに積極的に参加、協力するなど、市民・事業者・行政が一体となって取り組む協働の景観まちづくりを進めます。

主な事業	内容	課名
景観アドバイザーの設置	景観形成に関する専門家をアドバイザーとして任命し、景観形成全般に対し、常に地域の特性にあった助言を得られる体制づくりを行います。	都市整備課
景観サポーターの設置	良好な景観形成に関する支援活動、企画、実施を行います。	都市整備課
景観シンポジウム・セミナーの開催	景観に関する情報や参考となる取組事例等を紹介し、市民意識の高揚を図ります。	都市整備課
景観優良事例の表彰	良好な景観形成に積極的に取り組んでいる市民団体や事業者等を表彰し、広報等を通し紹介します。	都市整備課

### (3) 自然景観の保全

秩父多摩甲斐国立公園エリアを中心とする山岳や溪谷、森林や里山などの自然景観の保全を図ります。

主な事業	内容	課名
自然景観保全地域の検討	自然景観保全地域を指定する区域及び基準について検討します。	都市整備課 環境政策課
塩の山赤松保存事業	塩の山赤松を守る会」を中心に、赤松の植樹や植樹した箇所の下刈り作業を実施します。	産業振興課



森林保全事業	民間企業と森林保全に向けた協定を締結し、植林や間伐などの整備を進めます。	管財課 産業振興課
--------	--------------------------------------	--------------

#### (4) 果樹園景観の保全

農業施策の積極的展開により、耕作放棄地等の減少を図り、果樹園景観保全を促進し、貴重な地域資源としての景観や環境の維持を図ります。

主な事業	内容	課名
景観農業振興地域整備計画の検討	景観と調査の取れた良好な営農条件を確保することを目的とした計画策定を検討します。	産業振興課 都市整備課
文化的景観保全計画の策定	勝沼のブドウ畑や松里のころ柿を干す景観等について、国の重要文化的景観指定に向けた取り組みを進めます。	都市整備課 生涯学習課

#### (5) 歴史的景観の保全

歴史的史跡等について保全するとともに、周辺的生活空間や自然景観を一体的な空間として捉え、歴史資源や自然景観と調和した環境整備を図ります。

主な事業	内容	課名
道路整備	景観に配慮し、周辺と調和の取れた道路整備を行います。	建設課
景観重要建物の指定	地域の景観上の象徴的な建物を指定します。	都市整備課
景観重要樹木の指定	地域の景観上の象徴的な樹木を指定します。	都市整備課
景観資産の指定	地域の良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると認められるすべての資源を指定します。	都市整備課
歴史的風致維持向上計画の検討	歴史的価値の高い文化財と人々の文化活動が一体となったまちづくりを検討します。	都市整備課 生涯学習課

#### (6) 市街地の都市景観の創出

市街地整備を推進する中で、デザインの統一など市街地としての落ち着きのある高度な都市空間の形成を通じ、良好な都市景観の形成を図ります。

主な事業	内容	課名
道路整備	周辺と調和の取れた道路整備を行います。	建設課
屋外広告物の規制・誘導	屋外広告物の規制・誘導に取り組むとともに、屋外広告物条例の制定に向けて検討します。	都市整備課
景観まちづくりの進め方に基づいた景観誘導	スーパーマーケット等の建設に際し、デザイン、色彩に配慮する誘導・規制を強化します。	都市整備課

## 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
景観法に基づく届出数	景観に影響を与えるおそれのある行為に対する届出数	—	100件	(1)
市の景観が良好だと感じている割合	アンケートにおいて市の景観が「概ね良好」と回答した人の割合	22%	40%	(1)
景観形成重点地区の設定	特に景観形成に重点的に取り組む必要があり、明確に景観形成基準を規定した地区の数	—	3箇所	(1)
重要眺望地点の指定数	重要な眺望地点の指定数	—	3箇所	(1)
景観シンポジウム・アンケートの結果	景観シンポジウム・セミナーのアンケートで「良かった」と回答した人の割合	—	80%	(2)
景観優良事例の表彰数	良好な景観形成に積極的に取り組んでいる市民団体の表彰数	—	3	(2)
自然景観保全地域指定報告書の作成	計画に基づいた保全活動を展開するための、自然景観保全地域指定報告書の策定	—	作成する	(3)
文化的景観保全計画の策定	国の重要文化的景観指定に向けた計画の策定	—	作成する	(4)
景観重要建物の数	地域の景観上、象徴的な建物を指定した数	—	10	(5)
景観重要樹木の数	地域の景観上、象徴的な樹木を指定した数	—	5	(5)
屋外広告物の指導数	問題のある屋外広告物を調査・指導した数	—	50	(6)
色彩等の指導数	建築物等のデザイン、色彩を指導した数	—	50	(6)

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。</li> <li>住宅等を建築する場合、良好な景観に配慮したデザイン、色彩とします。</li> </ul>	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観に配慮し、景観の保全・保護に努めます。</li> </ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。</li> <li>景観形成要素に大きな影響を与えると想定される行為をしようとする場合は、積極的に良好な景観形成に配慮するようにします。</li> </ul>

## 第4節 道路・交通網

### 現状と課題

■道路・交通網は、市民の日常生活や地域の経済活動を支えるとともに、地域間の交流を促進する重要な基盤です。

■本市は、高速交通網として中央自動車道が横断し、勝沼インターチェンジが設置されているほか、東京と山梨、諏訪地方を結ぶ国道20号、丹波山村を經由して多摩地域とを結ぶ国道411号、県道15路線、市道1,271路線によって構成されています。

■これまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきており、今後、中長期道路網整備計画をもとに、市内の幹線道路の整備を進めます。

広域的な観光・交流をさらに活発にするために中央自動車道勝沼インターチェンジ、国・県道からの主要幹線市道へのアクセスの円滑化をはじめ、中心市街地の道路の拡幅、歩道の整備など幹線道路から身近な生活道路に至るまで、市内道路網の安全性、利便性の一層の向上を進めていく必要があります。また、来訪者にわかりやすい標識等の付帯施設の設置など環境・景観面にも配慮した道路づくりが求められています。

■道路施設は建設時から30年以上経過したものが多く、中でも市道にかかる橋梁については、その90%が補修を必要としています。早めに補修をして寿命を延ばしつつ、耐震性・耐荷性を補強し起こりうる災害に備える必要があります。また、その他の道路施設についても定期的な補修をしつつ長寿命化を図る必要があります。

■公共交通機関をみると、JR中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の3つの駅を有しているほか、中央高速バスが運行されています。

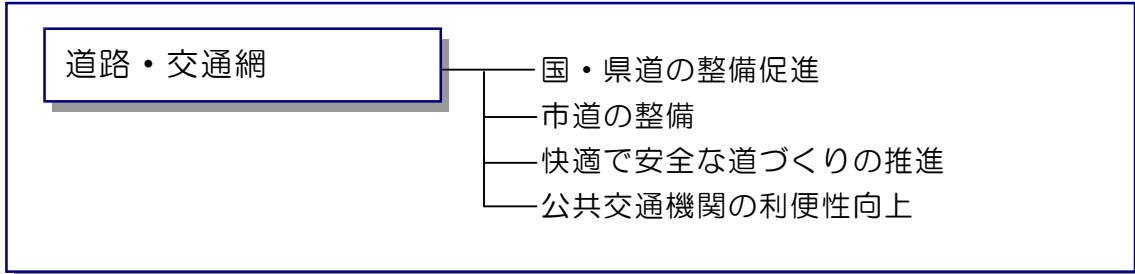
■市民の身近な移動手段確保のため、塩山地域については、デマンドバス、代替バス5路線、勝沼地域については代替バス2路線、大和地域については勝沼・塩山地域へ縦断する1路線を運行しています。また、民間路線バス3路線を自主運営バスとして運行しています。

■バス運行は、市民、特に交通弱者の身近な足として欠かせないものであることから、維持・確保、利便性向上等を図る必要があります。また、高速バスは、市内外及び県外の人々と多様な地域間交流、交流居住を支える基盤であるので、民間関係機関と連携しながら検討していく必要があります。

## 施策の目的

定住と交流を支える便利で安全・安心な道路・交通ネットワークの確立に向け、市内道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通機関の充実を進めます。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 国・県道の整備促進

広域的アクセスの向上と市全体の発展の可能性の拡大に向け、市内の国・県道の整備を関係機関に要請していきます。

主な事業	内容	課名
国県道の整備の促進	県と協力し主要幹線の整備を進めます。	建設課

### (2) 市道の整備

中央自動車道、国・県道との連携や機能分担、市内地域間の連携強化等に配慮しながら、市道の整備を計画的・効率的に進めます。また、維持管理については、道路・橋梁の長寿命化に向けたアセットマネジメント\*システムの構築に向けた検討を行います。

主な事業	内容	課名
主要道路の整備	広域的アクセス道路住居地内の道路整備により住民の安全で快適な生活環境の確保に努めます	建設課
橋梁の長寿命化	起こりうる災害に備え、市道に掛けられている橋梁の点検及び補強工事を行ないます。	建設課
道路施設の維持	道路施設の定期的な補修や補強を行い、長寿命化・老朽化対策を図ると共に、災害等による道路機能の損失を最小となるようにします。	建設課

\* アセットマネジメント：資産を効率よく運用管理すること。

### (3) 快適で安全な道づくりの推進

道路整備にあたっては、来訪者にわかりやすいサイン計画に基づき、標識等の付帯施設や街路樹の植栽など交流都市にふさわしい環境・景観に配慮した道づくりを進めます。また、交差点改良及び歩道改良、バリアフリー化など安全な道路環境の整備を推進します。





主な事業	内容	課名
周辺景観に配慮する	景観に配慮した案内標識及び警戒標識を整備します。	建設課
安全に配慮した道路整備	安全性を向上させた道路を整備します。	建設課
景観形成基準の作成	道路整備・改修に際し、良好な景観形成に配慮した景観基準を作成します。	都市整備課
アダプト・プログラムの推進	身近な道路などの美化活動を担う市民団体を育成します。	都市整備課

### (4) 公共交通機関の利便性向上

広域的なアクセス向上のため、鉄道や高速バスの利便性向上を関係機関に働きかけます。また、循環バスについては、既存バス路線運行とデマンドバスの実証運行を図りながら、料金体系の見直し検討なども踏まえ、市民や来訪者の移動手段として、さらなる利便性の向上を図ります。

主な事業	内容	課名
市民バス、代替バス運行事業	従来の路線型定時運行バスをデマンドバスとリンクする形で見直しを行い、市民や来訪者の移動手段として、利便性の向上を図ります。	市民課

## 主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
国県道の整備の促進 要請箇所数	国または県に道路整備促進を要望した箇所数	3箇所		(1)
道路施設の維持・ 整備箇所数	道路機能の維持・改良を行う箇所数	50箇所		(2)
橋梁の補強・ 長寿命化箇所数	橋梁の補修・補強・耐震化を行う橋梁数	0橋	10橋	(2)
道路の安全対策対応 箇所数	歩道整備・カラー舗装等の通行安全対策箇所数	3箇所		(3)
アダプト・プログラム 参加団体数	身近な道路などの美化活動を担う市民団体の数	—	10	(3)
市民バス・代替バス 利用者	市民バス・代替バスの利用者数	149,285人		(4)

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・清掃活動や緑化等の道路環境美化活動に参加します。</li><li>・積極的に公共交通機関を利用します。</li><li>・道路整備にあたり、地権者として用地提供や工法等に理解・協力します。</li><li>・行政と協働して、多くの質問や意見を通して、甲州市のより良い道路整備網計画の策定を目指します。</li></ul>	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・道路整備により生活環境の改善が図られる必要性を踏まえ、事業費が少ない中でではあるが、地権者に対し、常に理解協力を求め、事業着手します。</li><li>・運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。</li><li>・地域、団体、事業者等から代表を選出し、審議員として計画、策定に携わります。</li></ul>

## 第5節 住宅・宅地

### 現状と課題

- 住宅は、市民の健康で文化的な生活を営むための基盤であるとともに、地域のコミュニティを形成する場所であり、住宅やその周辺の住環境は、日常生活に大きくかわることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。
- 本市の公営住宅の現状は、11団地、296戸の市営住宅と3団地240戸の定住促進住宅（平成24年3月末現在）の市営住宅を管理していますが、昭和40年代後半から平成17年までに建設された住宅であり、老朽化に伴い維持修繕費が増加しています。このため平成22年度に策定された甲州市公営住宅等長寿命化計画に基づき、各棟の判定に従って、維持管理を行っていく計画です。
- 増加が見込まれる高齢単身世帯や高齢世帯を対象とした住宅供給をはじめ、県外在住者の受け入れ態勢の整備の必要性が高まっています。
- 高齢者などが安心して快適に暮らせるバリアフリーの視点に立った住宅の供給や定住促進に向けた住宅・宅地など、多様な居住ニーズに応じられる住宅・宅地供給を、民間開発も含め総合的に検討することが必要となっています。

### 施策の目的

住宅ニーズへの対応と安全・安心・快適な住まいづくりに向け、都市計画マスタープランに基づき、良好な環境の住宅地の形成を進めるとともに、市営住宅の改良・建て替え等に努めます。

### 施策の体系

住宅・宅地

- 公営住宅の計画的な整備充実
- 良好な宅地の確保
- 交流居住の促進

## 主要施策

### (1) 公営住宅の計画的な整備充実

既存の公営住宅について、老朽化への対応や耐震化など計画的な整備充実を図るとともに、高齢化への対応や若年層の定住促進に向け、多様な居住ニーズに応えられる公営住宅の改修及び民間活力も視野に入れた建て替え等を検討していきます。

主な事業	内容	課名
公営住宅の整備	平成 22 年度に策定された長寿命化計画にのっとり、長寿命化改善・戸別改善・維持保全・立替・用途廃止を進めます。	建設課

### (2) 良好な宅地の確保

人口増加と地域活性化に向け、土地利用の調整や開発の適正誘導等により、事業者等による良好な住宅地の形成を促進します。

主な事業	内容	課名
公営住宅の適正な供給促進	既存の公営住宅を活用し、社会動向にあった公営住宅の適正な供給促進を進めます。	建設課

### (3) 交流居住の促進

首都圏に近接する立地条件を活かし、都市と地方の両方に住居を持ち、頻繁に行き来する2地域居住や、空き家バンクの活用など、交流居住施策を推進します。

主な事業	内容	課名
空き家情報バンク制度	甲州市における空き家の有効活用を通して甲州市民と都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ります。	観光交流課



## 主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
市営住宅改修戸数の割合	耐用年限が経過し「個別改善」の必要ありと判定された市営住宅のうち、屋上の耐久性向上の改修工事が行われた住宅戸数の割合	43.9%	100%	(1)
定住促進住宅入居率	松里住宅、勝沼住宅、赤尾住宅の定住促進住宅全戸に占める入居者の割合	68.3%	85.0%	(2)
特定公共賃貸住宅の入居率	上塩後団地、久保平団地の特定公共賃貸住宅全戸に占める入居者の割合	43.8%	75.0%	(2)
空き家情報バンク登録数	空き家情報バンクに登録された住宅の数	3戸	9戸	(3)

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・居住まわりの生活環境の維持に努めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【地域】<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の生活環境の維持に努めます。</li></ul></li><li>【事業者】<ul style="list-style-type: none"><li>・安全性と快適性に優れた住宅を供給します。</li></ul></li></ul>

## 第6節 地域情報化

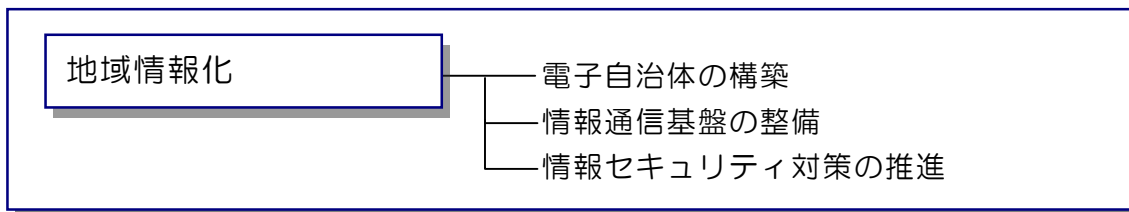
### 現状と課題

- パソコンや携帯情報端末などの家庭への浸透、世界的規模でのインターネットやデジタル放送の普及、電子商取引の実用化などにみられるように、今後も情報通信技術の進化が見込まれ、いつでも、どこでも、だれでも情報ネットワークに自由に接続し、必要な情報の入手や発信ができるユビキタスネット社会の到来も展望されています。
- 本市では、光ケーブルによる市内主要施設のネットワーク化をはじめ、ホームページによる情報提供、県・市町村共同での電子申請・受付システムなどインターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築に取り組むとともに、個人情報の保護の観点から情報通信の安全性に関する指針を策定し、情報資源の保護にも継続して努めています。
- 市内に公営ケーブルテレビ施設が1つと民営ケーブルテレビ施設が1つあり、暮らしに密着した情報提供などに活用されています。
- 情報化は、地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、地上デジタル放送への移行に伴う難視聴対策も見据えながら、行政内部のICT\*環境の充実や、多様な分野における情報ネットワークの整備を進め、電子自治体の構築及び市全体の情報化を進めていく必要があります。

### 施策の目的

市民生活の質的向上と地域活性化に向け、電子自治体の構築及び市全体のさらなる情報化を推進します。

### 施策の体系



\* ICT : Information and Communication Technology。情報通信技術。

## 主要施策

### (1) 電子自治体の構築

各種申請・届出等のオンライン化をはじめ、既存の各種システムの維持・充実など行政内部のICT環境の充実に努めます。また、防災・防犯など多様な分野における情報ネットワーク化及び情報サービスの提供を進めます。さらに、ホームページについては、電子自治体の入り口として、また観光客への情報提供手段として、その充実に努めます。

主な事業	内容	課名
電子申請・届出サービス	365日24時間、「いつでも・どこでも」行政サービスの提供ができるよう他自治体との共同化を図り、さらに住民に分かりやすい簡便な行政サービスの提供に努めます。	総務課
ホームページによる情報発信	市民のニーズに合ったわかりやすい情報発信を行います。	政策秘書課

### (2) 情報通信基盤の整備

情報通信に対する的確なニーズの把握に努め、電気通信事業者との協議を図るなどインターネット環境の地域格差の解消、地上波デジタル化に伴う難視聴地域の解消、携帯電話不感地帯の解消に努めます。また、公営のケーブルテレビ施設については民間との役割分担などについて検討を図ります。






主な事業	内容	課名
地デジ難視聴対策	民間事業者への難視聴対策補助金要綱を定め積極的に解消に努めます。	総務課

### (3) 情報セキュリティ対策の推進

各種サービス等を安全かつ円滑に提供するため、甲州市情報通信の安全性に関する指針に基づき情報セキュリティ対策を推進し、情報資源の保護に努めます。

主な事業	内容	課名
甲州市情報システムの運用・管理	個人情報保護に関する法律に基づき甲州市個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーの的確な運用を図ります。	総務課

## 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
電子申請利用件数	電子申請受付共同システムによる電子申請届出件数	108 件		(1)
メールマガジン発行件数	電子申請受付共同システムによるメールマガジン発行件数	198 件		(1)
住基カード所有者数	住民基本台帳カードの所有者数（延べ）	8,307 人		(1)
携帯電話不感地帯の解消	民間事業者により携帯電話不感地帯が解消された地域の範囲	—		(2)
セキュリティ研修の参加者数	セキュリティ研修へ参加した職員の数	101 人		(3)

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活において情報通信技術を活用するとともに利用における正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域・団体】 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術を活用した地域の活性化を図ります。</li> </ul> </li> <li>【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報内容の充実など利用しやすい情報通信サービスを提供します。</li> <li>市と連携のもと、情報通信基盤の整備を進めます。</li> </ul> </li> </ul>

## 第7節 治山・治水

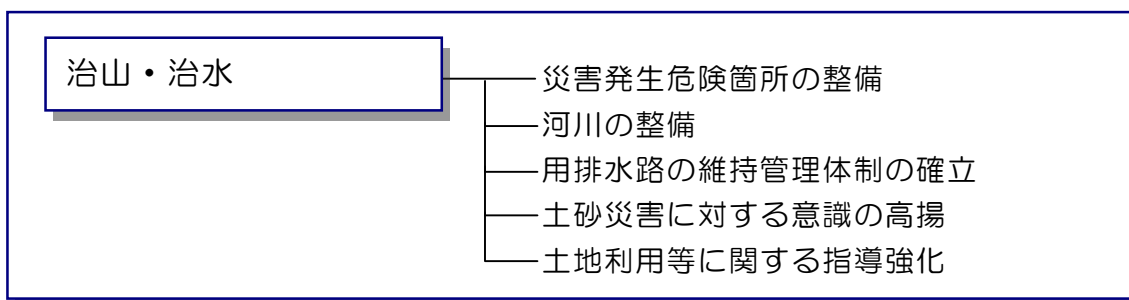
### 現状と課題

- 近年、地球温暖化を背景に異常気象による集中豪雨が発生し、都市化による開発及び山林の荒廃、遊休農地の増加などによる保水・遊水能力の低下とともに、短時間の豪雨でも急激な増水や土石流などの土砂災害の危険が増してきています。
- 本市においては、関係機関と連携し、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など水害や山地災害を未然に防止するため、治山・治水対策を促進してきました。また、小河川（用排水路）については地域で維持管理を実施していますが、その限度を超えた整備要望箇所の改修、補修工事については市が行っています。
- 崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努めるとともに、森林の保全機能の維持拡大を図る必要があります。
- 小河川やため池の維持管理については、市民や地域と協働してその維持管理体制を確立していく必要があります。

### 施策の目的

河川の整備、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備をはじめ、土砂災害や水害を未然に防ぐため、総合的な取り組みを推進します。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 災害発生危険箇所の整備

関係機関との連携のもと、災害発生危険箇所の整備を促進し、土石流、崖崩れ等の自然災害の未然防止に努めます。

主な事業	内容	課名
土砂災害防止対策の実施	山間部の堰堤工事や流路整備を進め住民の生命財産を守り安全な地域造りを目指します。	建設課
治山事業の推進	県関係機関と連携し、山地に起因する災害の防止に努めます。	農林土木課

### (2) 河川の整備

一級河川については県に整備を要請するとともに、準用河川、小河川（用排水路）については、各地域の要望に基づき計画的に整備を図ります。

主な事業	内容	課名
護岸整備の促進	未改修護岸や老朽化した護岸など改修に努めます。	建設課
小河川水路の整備実施	老朽化した水路等の整備を緊急性の高い順で整備を促進、住みよい生活環境づくりを目指します。	建設課

### (3) 用排水路の維持管理体制の確立

河川清掃や農地・水・農村環境保全向上活動を推進し、市民と協働して各地域の身近な用排水路の維持管理体制の確立を図ります。

主な事業	内容	課名
小規模用排水路の管理	地元と協働により維持管理に努めます。	建設課
農業用水利施設の維持管理	農地・水・農村環境保全向上活動による草刈・泥上作業を支援します。	農林土木課 産業振興課
農業用水利施設の補修・更新	農地・水・農村環境保全向上活動による施設の補修・更新を支援します。	農林土木課

#### (4) 土砂災害に対する意識の高揚

洪水や土砂災害などの危険箇所を示したハザードマップを作成・公表し、市民の土砂災害に対する意識の高揚を図ります。



主な事業	内容	課名
ハザードマップ活用事業	土砂災害危険区域を詳細に示したマップにより、平常時から、災害の発生に備える意識の高揚を図ります。	総務課

#### (5) 土地利用等に関する指導強化

土地利用形態の変化に伴い河川への雨水量が増大しているため、開発行為等に対しては下流域の状況を考慮して指導を強化し、氾濫による浸水被害の解消を図ります。

主な事業	内容	課名
排水路の整備	異常気象・台風による異常出水による氾濫等を防ぐため排水路整備の充実を促進します。	建設課

### 主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
災害防止工事の実施 箇所数	土砂災害防止の工事を実施した箇所数	3箇所		(1)
河川、水路の整備箇所	計画に基づいた、緊急性や老朽化した河川水路の整備箇所	40箇所		(2)
危険補修箇所の点検	危険な箇所の早期補修を目的に行う早期パトロールの実施件数	12件	現状維持	(3)
自主防災リーダー研 修参加者数	研修会への参加者数（消防・防災と重複掲載）	56人	200人	(4)

### 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・用排水路の維持管理活動に参画します。	【地域】 ・地域での用排水路、ため池の維持管理を進めます。

## 第8節 消防・防災

### 現状と課題

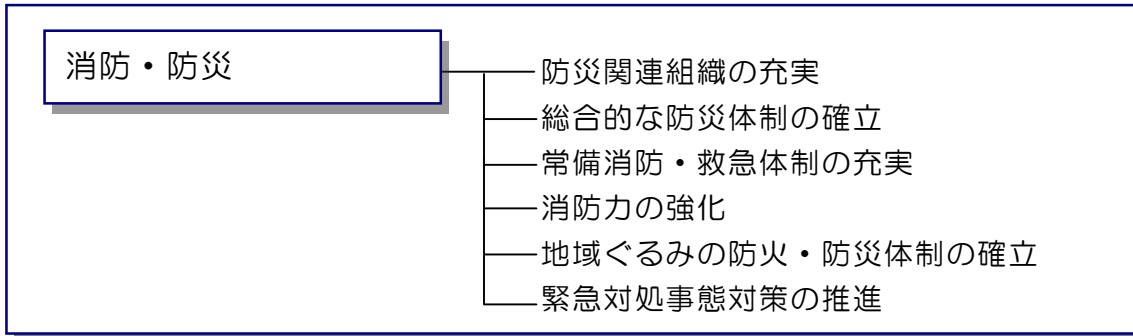
- 安心・安全・快適な暮らしを確保するためには、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。
- 本市は、東海地震防災対策強化地域及び南関東地域直下の地震対策大綱対象地域に指定されており、大規模地震が発生した場合、広域にわたり甚大な被害が生じることが予想されています。地形的に高低差があり、市街地、果樹園地帯、山間地域などの多様な生活環境を有しており、建物の倒壊や火災、地滑りなどの多様な災害の発生などが考えられます。
- 急峻な山岳地帯や山間部の集落を多く抱えていることから台風や大雨などによる崖崩れ、土石流などの土砂災害、河川の氾濫等、自然災害の発生も予想されます。
- 消防・防災体制は、東山梨行政事務組合による常備消防と、消防団による非常備消防とで構成され、これまで互いに連携しながら地域消防・防災に大きな役割を果たしてきました。
- 社会・経済情勢の変化に伴い、火災や災害の発生要因は複雑・多様化しているとともに、一部には団員の減少などによる消防団機能の低下などの問題がみられ、部の統合なども含めた組織の充実強化が必要とされています。
- 消防団の活性化をはじめ、常備消防・救急体制の充実・連携、消防施設の整備充実、さらには予防消防にかかわる広報・啓発活動の一層の推進が必要となっています。
- 防災面については、地震の発生など大規模災害が予想される中、防災体制の強化が求められており、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立に努めるとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、防災施設の充実、緊急時の情報通信体制の充実等を進めていく必要があります。
- いつ発生するかわからない大規模地震や風水害時には、地域防災計画に沿って災害対策を行うことから、多くの職員がその対応に当たることになり、市役所の通常業務が遂行できないことが予想されます。そのため、事前に優先して行なう業務、縮小・休止する業務を選定する「業務継続計画」の策定が必要とされています。
- 世界各地でテロが多発、武力による攻撃も想定される中、これからの自治体にとって、こうした緊急事態への対応も、取り組むべき課題のひとつとなっています。



## 施策の目的

災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、消防団の活性化や常備消防・救急体制の充実による地域消防力の一層の強化に努めるとともに、自主防災組織の充実・強化など地域防災計画に基づく防災体制の充実に努めます。また、国民保護計画に基づき、緊急時の対処措置などの体制整備を図ります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 防災関連組織の充実

災害時の危機管理部門である甲州市防災会議、甲州市災害対策本部、甲州市水防本部、甲州市地震災害警戒本部の充実と自主防災組織との連携を図ります。

主な事業	内容	課名
地域防災計画の見直し・改訂事業	甲州市地域防災計画を見直し・改訂することにより、実効性を確保し、市民の安全・安心に寄与します。	総務課
自主防災組織資機材整備費補助事業	自主防災組織が整備する防災用資機材購入時に補助金を交付し、整備・充実を促進し、地域消防力の向上を図ります。	総務課
水防倉庫の資材整備	甲州市内に6ヶ所ある水防倉庫の資機材の補充、交換を行い有事の際に備え、甲州市水防本部、地元水防団と連携を図ります。	建設課

### (2) 総合的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、市及び防災関係機関、市民が一体となった総合的な防災体制の確立を進めます。特に、防災施設の整備充実をはじめ、防災関連物資の備蓄、避難所となる公共施設の耐震化、孤立地域対策、防災行政無線のデジタル化による情報通信体制の充実などを図ります。また、災害時対応マニュアルの作成により災害時の対応力の強化に努めます。

主な事業	内容	課名
災害時非常用食糧、 資機材の備蓄事業	非常用アルファ米を中心とした食糧の備蓄、災害時簡易トイレ等を中心とし備蓄を進め、大規模災害の発生に備えます。	総務課
防災行政無線（同報系） デジタル化整備事業	防災行政無線をデジタル化し、メールでの情報提供など情報通信体制の高度化を促進します。	総務課

### （３）常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、施設・設備の充実等を図り、常備消防・救急体制の一層の充実に努めるとともに、さらなる広域化に向けた推進に努めます。また、公共施設等へのAED\*の設置の充実を図ります

主な事業	内容	課名
AED 維持管理事業	市内公共施設等を中心とした施設に整備しているAEDの適切に維持管理し、緊急時に備える。	総務課

### （４）消防力の強化

消防団の充実強化に向け、団員の確保と資質の向上に努めるとともに部の体制の適正配置等を検討します。また、耐震性貯水槽や消防ポンプ車など消防施設・設備・資機材等の計画的整備を図ります。また、市内の史跡や文化財を火災から守るため、その周辺状況にあわせて防火水槽、消火栓、避雷針等防火施設の整備を図ります。

主な事業	内容	課名
消防協力員制度	消防団員OBを中心とした、消防協力員を組織化し、非常備消防の充実を図ります。	総務課
消防自動車整備事業	耐用年数により順次更新し、有事に備えます。	総務課
防火水槽整備事業	地域の要望により、耐震性貯水槽を設置し有事に備えます。	総務課
消防団施設費等補助事業	各部保有資機材の修繕時に補助金を交付し、適切な維持管理を行い、有事に備えます。	総務課
山梨県消防学校入校事業	消防団員が県消防学校へ入校、消防技術等を習得し、資質の向上を図ります。	総務課

\* A E D : Automated External Defibrillator。自動体外式除細動器。（心臓に電気ショックを与え、機能回復させる装置。）

### (5) 地域ぐるみの防火・防災体制の確立

広報紙、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ等による啓発、ハザードマップの配布など情報提供に努め市民の防火・防災意識の高揚を図るとともに、防火・防災訓練の充実、災害弱者の避難誘導體制の確立など自主防災組織の充実を図り、地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。

主な事業	内容	課名
地域防災力向上支援事業	市民を対象とした地域防災力向上研修会の開催、自主防災リーダー養成講習会等を開催します。	総務課

### (6) 市役所業務継続計画の検討

非常事態時に優先して行なう業務、縮小・休止する業務を選定し、中核となる事業（業務）の継続や早期復旧を可能とするため、「市役所業務継続計画」の策定を検討します。



主な事業	内容	課名
市役所業務継続計画書の作成	市役所業務継続計画の検討をするため、業務継続計画検討会議を設置し計画書を作成します。	政策秘書課

### (7) 緊急対処事態対策の推進

市民の生命、身体及び財産を保護する責務に対応するため、国民保護計画に基づき平素からの備えや予防対策を計画的に推進します。

主な事業	内容	課名
国民保護計画の見直し・改訂事業	甲州市国民保護計画を見直し・改訂することにより、実効性を確保し、市民の安全・安心に寄与します。	総務課

## 主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
自主防災リーダー 研修参加人数	防災意識高揚に向けた研修会への参加人数	56人	200人	(1)
非常用備蓄食糧	災害発生時に、避難した市民の生命、生活を守るために備蓄している食糧(アルファ米等)数	14,500食	30,000食	(2)
AEDの設置数	公共施設等へのAEDの設置数	64個		(3)
消防団員数	甲州市塩山地区、勝沼地区、大和地区における消防団員の合計人数	918人	1,050人	(4)
消防協力員数	甲州市塩山地区、勝沼地区、大和地区における消防協力員の合計人数	—	100人	(4)
総合防災訓練参加人数	市民を対象とした毎年9月の防災週間を中心に実施する総合防災訓練への参加人数	6,800人	10,000人	(5)
市役所業務継続計画の策定	市役所業務継続計画の策定	—	策定する	(6)
国民保護措置に係る啓発活動回数	国民保護措置に関する広報、会議等を通じた啓発回数	—		(7)

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自らの身は自らで守る」という意識をもちます。</li> <li>・避難場所の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。</li> <li>・災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域】</li> <li>・地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。</li> <li>【事業者】</li> <li>・顧客や従業員の安全確保に努めます。</li> <li>・防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。</li> <li>・災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力します。</li> </ul>

## 第9節 交通安全・防犯

### 現状と課題

- 交通事故は、運転免許保有人口や世帯当の車両所有数の増加等により全国的に増加傾向にあり、特に子どもや高齢者などの交通弱者の事故の増加が懸念されています。
- 本市では、交通事故の発生を防止するため、老人クラブや学校等での交通安全教室の開催や交通安全運動の実施などを通じて、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、歩車道分離や危険箇所におけるカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を進めてきました。
- 市民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、警察など関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を実施するとともに、引き続き交通安全施設の整備を進めていく必要があります。特に、飲酒運転の根絶については、事業所や家庭、地域との連携によりさらなる啓発活動に努める必要があります。
- 全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、犯罪からの安全性の確保が特に重要視されてきています。
- 本市では、地域と連携し通園、通学など登下校時の児童生徒の安全確保のため、「甲州市子どもの安全・安心ネット」の推進、青色パトロール車の運行や防犯灯の整備をはじめ、警察など関係機関・団体と連携し、防犯意識の啓発や各種の防犯活動の促進に努めています。
- 少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯意識の高揚や地域での防犯体制の強化を進めていく必要があります。

### 施策の目的

交通事故・犯罪のない安全・安心な社会づくりを目指し、市民の交通安全意識の高揚、交通安全施設等の整備を進めるとともに、市民の防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の促進等に努めます。

### 施策の体系

交通安全・防犯

- 交通安全意識の高揚
- 交通安全施設の整備
- 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進
- 防犯灯の整備の促進

## 主要施策

### (1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、市交通安全指導員会や地区交通安全協会の活動を支援するとともに、関係機関との連携により、交通安全教室や啓発活動による交通安全意識の高揚を図ります。また、家庭、地域、事業所、関係機関と連携して飲酒運転の根絶に努めます。

主な事業	内容	課名
交通安全対策事業	幼児が正しい交通ルールを身に付け、習慣として実践できることを目的として、交通安全教室や啓発活動を実施します。	市民課

### (2) 交通安全施設の整備

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレール、道路照明、区画線、歩道などの交通安全施設の整備を図ります。また、交通事故による同乗中の乳児の被害軽減を図るため、乳児用チャイルドシートの無料貸し出しを継続実施します。

主な事業	内容	課名
安全柵の設置	安全対策が必要な通学路等に、順次景観に配慮した施設の設置を行います。	建設課
道路照明の整備	新設幹線道路においては、必要に応じ、道路照明の設置を行います。	建設課
歩道の整備	新設幹線道路においては、歩道の設置を行います。	建設課
交通安全施設の整備	必要に応じて、交通安全施設の設置を行います。	市民課 建設課

### (3) 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進

警察や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や防犯にかかわる行事等を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの各種防犯・地域安全活動を促進します。特に、地域一体となって通学路の安全対策の強化を進めます。



主な事業	内容	課名
交通災害共済事務	交通事故による被害から市民の暮らしを守るため、加入者が交通事故による災害を受けた場合に見舞金を受け取ることができる制度への加入促進を、広報等を通じて推進します。	市民課

#### (4) 防犯灯の整備

夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、防犯灯の整備を促進します。

主な事業	内容	課名
防犯灯の整備	防犯灯を整備する行政区に補助金を交付します。	総務課

#### 主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
交通安全教室開催回数	幼児を対象とした交通安全教室の開催回数	192回	現状維持	(1)
交通安全施設の整備	交通安全施設設置件数	—		(2)
加入申込者数	交通災害共済加入者数（毎年更新）	1,848人	2,500人	(3)
防犯灯の設置箇所数	防犯灯を設置した箇所数	29件		(4)

#### 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。</li><li>自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識を持って日常生活を送ります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【地域】<ul style="list-style-type: none"><li>地域の連帯意識を高め、交通事故や犯罪を抑制する機能を高めます。</li></ul></li><li>【事業者】<ul style="list-style-type: none"><li>交通安全に対する啓発、研修を実施します。</li><li>犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。</li></ul></li></ul>

# 第 10 節 消費者対策

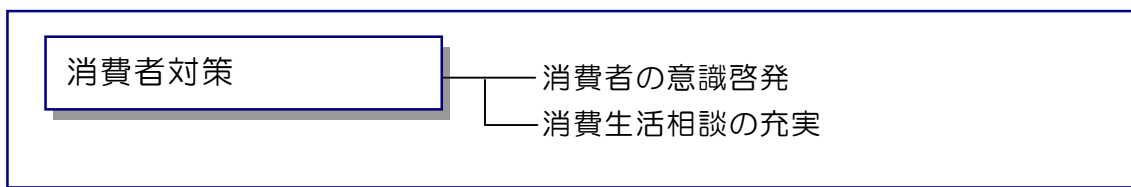
## 現状と課題

- 生活様式の多様化、情報化、高齢化等の進展に伴い、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる有料サイトの架空請求など、被害が増加する傾向にあります。
- 本市においては、甲州市消費生活相談員をはじめ関係機関・団体との連携のもと、市民の安全で安心なゆとりある家庭生活の実現を目指して、消費者への的確な情報提供、商品に関する正しい知識の普及等を推進しています。
- 商品販売形態の一層の多様化が予想される中で、よりよい商品・サービスを選択するためには、消費者自身がマルチまがい商法等を見抜く目を養うことが大切です。
- 関係機関・団体と連携しながら、消費者教育・啓発や情報提供、相談業務を充実させていく必要があります。

## 施策の目的

自立する消費者の育成を図るため、近年の環境変化を踏まえた消費者行政を推進します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 消費者の意識啓発

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者フェスティバルや消費者講座の開催、消費者向けパンフレットの配布等を通じて市民や消費者団体に対して、消費生活に関する情報提供に努めます。

主な事業	内容	課名
消費生活地域講座の実施	消費者トラブルに遭わないための対処法等を学ぶことを目的とした講座を行います。防犯対策に役立つ各種パンフレットの配布を行い、市民の意識啓発を図ります。	市民課





## (2) 消費生活相談の充実

市民の消費生活における利益を擁護するため、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応に向け、関係機関と連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めます。

主な事業	内容	課名
消費生活相談窓口の設置	消費生活相談窓口を設置し、消費生活に係わる相談を受け付けています。	市民課
無料消費生活相談	毎月20日前後に、専門家による架空請求・訪問販売など、消費生活に関する無料相談会を開催しています。	市民課
消費生活相談員の紹介	身近な相談役として各地域で活躍されている消費生活相談員の紹介を行います。	市民課

## 主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
消費生活講座への参加者数	消費生活講座へ参加した市民の数	100人		(1)
消費生活相談者数	専門家による無料消費生活相談会に訪れる市民の数	42人		(2)

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【地域・消費者団体】</li><li>地域及び消費者団体間で、情報の共有化を図ります。</li><li>消費生活情報の提供や消費者教育、啓発事業を実施します。</li><li>【事業者】</li><li>適正な表示及び取引方法を実施します。</li></ul>